

# 札幌こども保育園 重要事項説明書

## 1. 設置者および保育所概要

- 【設置者】 学校法人三幸学園  
【所在地】 東京都文京区本郷三丁目23番16  
【代表者】 理事長 鳥居 敏
- 【保育所名称】 札幌こども保育園  
【所在地】 北海道札幌市中央区大通西9丁目1-12-3階  
【施設長】 澤田 郁美
- 【開設年月日】 2018年4月1日
- 【開園時間】 月曜～土曜 7時00分～18時00分  
保育標準時間：7時00分～18時00分  
保育短時間：8時30分～16時30分  
保育標準時間延長保育：18時00分～19時00分  
保育短時間延長保育：7時00分～8時30分／16時30分～19時00分
- 【休園日】 日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

## 2. 設備概要

建物構造	S造10階建 耐火建築物	10階建ての3階
乳児室	0歳児 1室	25.01㎡
保育室	1歳児 1室	45.65㎡
保育室	2歳児 1室	22.92㎡
保育室	3歳児 1室	23.47㎡
保育室	4・5歳児 1室	44.31㎡
沐浴室	1室	14.59㎡
調理室	1室	14.82㎡
調乳室	1室	2.80㎡
便所	2室	30.43㎡
事務室・医務室	1室	15.95㎡
廊下・その他		232.37㎡
合計		472.32㎡

## 3. 屋外遊戯場（園庭）

- 住所1：北海道札幌市中央区大通西9丁目1-12  
住所2：北海道札幌市中央区南1条西8丁目11-1  
設備：トイレ・手洗い場

## 4. 運営目的

児童憲章、児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて望ましい環境の中で乳児及び幼児の養護と教育を行い、心身の発達を助長することを目的とします。

## 5. 運営方針

【保育理念】 個を受容し、共感するなかで主体性を育む

【保育方針】 ぽけっとランドの保育は、子どもの生きる力の土台がつくられる保育

- ・個性、発達、能力、思い（ありのままの子どもの姿）に寄り添う
- ・成長過程にあった環境や体験、経験ができる環境をつくる

【保育目標（目指す子ども像）】

- ・自分の意思（思い）を伝えられる子（主体的）
- ・自分で判断し行動できる子（問題解決能力）
- ・自分を信じていることができる子（自己肯定感）
- ・他者の気持ちを感じ取れる子（やさしさ、思いやり）

## 6. 保育内容

園児の年齢、発達に応じて決定し、指導計画を立てます。  
 個々の子どもの環境、発達過程に配慮しそれぞれにふさわしい生活の場を豊かに作り上げる保育を行います。また、子ども自身が自分で発想し、日常生活（保育）の中で自然に自立（自律）性を学べるように、環境の設定を行います。

## 7. 児童定員・職員配置

	定員	職員
0歳児	5名	*2名以上
1歳児	7名	*2名以上
2歳児	7名	*2名以上
3歳児	7名	*1名以上
4歳児	7名	*1名以上
5歳児	7名	*1名以上
施設長		1名
主任保育士		1名
栄養士		1名
調理員		1名以上
事務員		1名
合計	40名	*14名以上（注）

※児童福祉法施設最低基準に準ずる （注）小数点第一位は四捨五入にて計算

## 8. 職種及び職務の内容

- ・施設長（園長）  
園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ・主任保育士  
主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括します。
- ・保育士  
保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画・課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
- ・事務員  
事務員は、当園の事務経理及び雑務を行います。
- ・栄養士  
栄養士は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
- ・調理員  
調理員は、献立に基づく調理業務を行います。
- ・嘱託医（小児科/歯科）  
嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行います。

## 9. 保育料及びその他費用

- ・保育料は市区町村の定めた額とします。
- ・特別保育事業は別に定める各種要綱に基づいて定めた額とします。
- ・その他の徴収金は、その内容により園が定めた額とします。

種類	理由	金額	支払時期
教材費	全園児の保育活動等で使用する消耗品や保育材料にかかる費用を実費でご負担いただくもの。 <教材費に含む主な費用> オムツ処理代（主に0～2歳児※汚物用ビニール袋代含む）、行事制作衣装等保育材料費（主に3～5歳児）、クリスマスプレゼント補助代、個人クレヨン代（3歳児）、個人色鉛筆代（4歳児）、個人絵の具代（5歳児）	■第一子 ¥3,600/年	4月中旬に1年分徴収
		■第二子以降 ¥1,800/年	
※中途入退所時は月割計算し請求または返金とする。 ※札幌市内在住の生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付対象世帯、里親世帯及びファミリーホーム世帯を除く。			

種類	理由	金額	支払時期
主食代	3歳以上児に提供する主食にかかる費用を実費でご負担いただくもの。	¥2,000/月	毎月初日に前月分
副食代	3歳以上児に提供する副食にかかる費用を実費でご負担いただくもの。 ※札幌市が免除の決定を行ったお子様を除く。	¥4,800/月	毎月初日に前月分
カラー帽子代 (にじ組~ひかり組)	戸外活動時に使用する園指定の帽子を実費でご負担いただくもの。	¥1,122/枚	購入時業者へ振込
お泊り会費	5歳児お泊り会の開催にかかる費用を実費でご負担いただくもの。	¥1,000/年	開催月に別途徴収
カードキー再発行手数料	貸与の登降園カードキーを紛失した場合に実費でご負担いただくもの。	¥2,200/枚	紛失時都度徴収
シーツ代	午睡で使用するシーツを任意購入した場合に実費でご負担いただくもの。	¥1,650/枚	購入時都度徴収

#### ■時間外保育にかかる保育料

保育時間	7時00分~8時30分 / 16時30分~18時00分		18時00分~19時00分	支払時期
	1時間まで	1時間超え		
標準時間	—	—	200円	毎月初日に前月分
短時間	100円	150円		

※万が一、19時00分を超える場合には別途料金 ¥1,000/回 が発生いたします。

※生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯については上記金額の2分の1の額を減免いたします。

※親子遠足入場料金は、開催時に別途徴収となります。

#### 10. 給食

- ・園内にて、月齢や発達に応じた手作りの食事・おやつを提供します。
- ・献立表を作成し当月初日にコドモンで配信致します。
- ・月齢に応じて授乳（粉ミルク）致します。
- ・アレルギーをお持ちの場合は除去食などの対応を致します。入園時にご相談下さい。

#### 11. 健康診断

- ・年2回、園内にて健康診断を実施します。（歯科健診は年1回）
- ・毎月身体測定を行います。（2~5歳児クラスは3ヶ月に1回）

#### 12. 保険加入

保険の種類	賠償責任保険・生産物賠償責任保険・傷害保険
保険事故 (内容)	身体 1事故につき10億（賠償責任保険・生産物賠償責任保険） 財物 1事故につき10億（賠償責任保険・生産物賠償責任保険） 傷害保険 死亡200万円 入院2,000円/日 通院1,000円/日
保険金額	上記参照
給付対象	保育所に所属する園児全員

#### 13. 保育内容に関する苦情・相談

相談・苦情受付解決担当者	施設長 澤田 郁美	TEL 011-272-8891
相談・苦情解決責任者	チャイルドケア事業部 茂呂 章人	TEL 03-5840-8616
苦情解決第三者委員	学校法人三幸学園 監事 奈須 喜代志	TEL 080-4108-0341
受付方法	面接・文章・電話などで相談、苦情を受け付けます。	

#### 14. 緊急時の対応

- ①保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ②保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、予めご了承願います。

嘱託医 (小児科)	医療法人社団 さとう小児科医院 佐藤 大介		所在地：札幌市北区北25条西5丁目1-1 TEL：011-756-5007
	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の健康診断の実施</li> <li>・必要に応じ臨時の健康診断の実施</li> <li>・健康診断の結果に基づく疾病の予防、治療等に関し適切な措置と指導</li> <li>・園児に対する健康相談業務</li> <li>・保育中の病気および怪我等の救急措置</li> <li>・園における伝染病および食中毒の予防措置</li> </ul>	
嘱託医 (歯科)	きしゃデンタルクリニック 岸屋 雄介		所在地：札幌市中央区大通西16丁目1-30芙蓉No.10ビル2階 TEL：011-624-7291
	委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の歯科健診の実施</li> <li>・歯科健診の結果に基づく疾病の予防、治療等に関し適切な措置と指導</li> <li>・園児に対する歯科相談業務</li> <li>・保育中の怪我等時の救急措置</li> </ul>	

## 15. 非常災害時の対策

避難訓練など	地震、火災等を想定し毎月1回実施しています。 引き渡し訓練を毎年1回実施しています。
避難場所	避難所：札幌市資生館小学校 避難場所：札幌市中央区南3条西7丁目

※当園では非常災害時の計画を作成しています。

### ■災害時における関係機関の連絡先

連絡先	電話番号	FAX番号	備考
中央消防署（119番）	011-215-2100		
中央警察署（110番）	011-242-0110		
札幌市子ども未来局	011-211-2982		
NTT東日本札幌病院	011-623-7000		

※当園では緊急時対応マニュアルを定めています。

### ■保護者との連絡方法

緊急連絡先に連絡します。

- ・NTT災害用伝言ダイヤル（171）
- ・コドモン（お知らせ一斉配信）

## 16. 虐待防止のための措置

①当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- （2）職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- （3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

②当園は、保育中に、当園の職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

※当園では虐待防止のためのマニュアルを作成しています。

## 17. 安全計画の策定について

※別資料参照

## 18. カスタマーハラスメントへの対応に関する方針について

当園は、厚生労働省によるカスタマーハラスメント対策企業マニュアルに基づき、園児、保護者への安心安全な保育環境の提供と、職員の健康と安全に配慮することを目的として、カスタマーハラスメントを定義し、方針をホームページに掲載しています。

## 19. 利用の開始及び終了に関する事項

（1）保育の提供の開始

札幌市の入所調整により決定いたします。

（2）保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ・小学校に就学したとき。
- ・2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
- ・子どもの居住地市町村と協議の上保育の提供の継続が適当と認められないとき。
- ・保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

（3）退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1ヶ月前までに園長に対し退所届を提出するものとします。